

「第六章 昇給及賞與」

第四十一条 各滿三ヶ年以上者、会社が勤続シタレヌノ一ニテ

一、在職中死セシタレトキ

二、當会社ノ都合ニ依リ解雇シタレトキ

三、業務上ノ疾病ニ依リ尔後復業セズ、或クモトハスレテ異職シタレトキ

四、会社ニ於テ職工以外、但ノ業務者ニ薄給シタレトキハ左ノ各号ノ一勤続手當ヲ給ス

(1) 滿三ヶ年以上勤続者 日給三十日分

(2) 滿五ヶ年以上 全 六十日分

(3) 滿八ヶ年以上 全 百二十日分

(4) 滿十ヶ年以上 全 百六十日分

(5) 滿十ヶ年以上勤続者ニハ、ハルノ勤続滿一ヶ年ヲ増スニ日給二十日分ヲ増與ス

但シ月給割ヲ特給割ニ改メ、ハルノ時給ニシテ、此ノ場合一日分ヲ八時間ニ換算
支給ス

右及通課候也

別記ニ

嘆願書

今國會社ノ告示セラレタル

一、米價手當ノ撤廢

二、一ヶ月皆勤及一ヶ年皆勤ノ撤廢

三、停筆制ノ實施

以上ハ共存共榮ノ旨趣ニ基キ先般米交渉致候モ遺憾ナカラホク従業員トシテ將來ノ勤務上ニモ生活ノ上ニモ非常ナル不安ヲ益スノミニテ有之、茲ニ一月換算熟慮ノ結果、如ク撤廢致候ニ付、何卒全従業員ノ哀請御諒察、上御慈悲被下度右懇願仕候

嘆願條項

一、物價手當月額ノ約ニ今一ラ以テ左記、如ク昇給ヲ實施セラレタシ

(1) 二百名ニ付シ各一名ニ全八錢(實施前)

(2) 二百名ニ付シ各一名ニ全四錢

(3) 二百名ニ付シ各一名ニ全二錢

二、一ヶ年及一ヶ月皆勤撤廢額ヲ以テ養老手當ヲ尤、如ク削減セラレタシ

(4) 一ヶ年ニ付シ全六十日分

三、今國會社ノ別記ニ付シ、今限リ二年間實施致候モ、此ノ旨